

千九百七十三年三月三日にワシントンで作成した。

附屬書I(略)

ボーン条約(移動性野生動物種の保全に関する条約)

署名 一九七九年六月三日(ボーン)
効力発生 一九八三年一月一日

締約当事者は、多様な形態の野生動物が人類の福利のために保全されなければならない地球の自然系のかげがえのない一部分であることを認め、人類のそれぞれの世代は、将来の世代のための地球の資源を保有していること、およびこの遺産を保全し、また、利用する場合には真実利用するよう確保する義務を有していることに留意し、環境、生態系、遺伝子、科学、考古学、レクリエーション、文化、教育、社会、および経済の観点から、野生動物が有する永遠の価値を認識し、特に、国家の管轄権の境界を横切つて移動する野生動物種に注意を払い、国家は、自国の国家管轄権の境界の範囲内に生息するか又はそれを横切る移動性野生動物種の保護者であり、また、そうあらなければならないことを認識し、移動性野生動物種の保全および効果的管理は、かかる種がその生活史のいずれかにおいて生息することになる、国家管轄権の境界の範囲内において、すべての国家による協力的行動を必要とすることを確信し、国際連合人間関係会議(ストックホルム、千九百七十二年)によつて採択され、また、国際連合総会の第二十七会期において賛意をもって留意されたその行動計画の勧告三十二を想起し、

次のとおり協定した。
第一條 定義
1 この条約の適用上、次のように定める。
(a) 移動性の種とは、野生動物の種又は種より下の分類群を構成する個体群のすべて又はその地理的個体群であつて、その個体群の大部分が周期的、季節的に複数の国家を横切るものをいう。
(b) 移動性の種の保全状況とは、移動性の種に対して作用している影響であつて、当該種の長期的な分布及び個体増を左右するようなるものの総量をいう。
(c) 保全状況は、以下の場合に良好であるとされる。
① 移動性の種の個体数の動機データが、長期的に見て、当該種は関連する生態系の中で有機的構成単位として存続していると示している場合
② 移動性の種の地理的範囲が現時点で減少してはならず、また、長期的に見て今後も減少するおそれのない場合
③ 移動性の種の個体数を長期的に維持するに十分な生息地が現存し、また、予見可能な将来にわたつてそれが存続すると考えられる場合
④ 移動性の種の分布と個体増が、できる限り好ましい生態系の存在が可能であり、また、望ましい野生動物管理と両立するという条件下で、過去の分布範囲及び個体数レベルに近似している場合
(d) 保全状況は、(c)に示されている条件のいずれかに反する場合に、良好ではないとされる。
(e) 特定の移動性の種との関係において、絶滅のおそれがあるということは、当該種がその地理的範囲のすべて又はその重要な部分において絶滅する危険性にさらされていることをいう。

- (f) 地理的範囲とは、移動性の種が、その通常の移動ルートの上で、生息し、一時的に留まり、通過し又は上空を飛行する陸域及び水域のすべての区域をいう。
 - (g) 生息地とは、移動性の種の地理的範囲のうち、当該種にとって好ましい生存条件を備えているいずれかの区域をいう。
 - (h) 特定の移動性の種との関係において、地理的管轄国とは、当該種の地理的範囲のいずれかの部分に対して管轄権を行使する国又は国家管轄権の限界を越えて当該種を保護している船舶の船籍国をいう。尚、場合によっては、それには、(k)に触れられている国際組織も含まれる。
 - (i) 捕獲とは、捕まえること、罠算すること、漁獲すること、生け捕ること、罠にかけること若しくは罠者のうき駆除すること又はこれらの行為に取替りかかろうとすることをいう。
 - (j) 補足協定とは、この条約の第四条及び第五条に定められている移動性の種の保全に関する国際協定をいう。
 - (k) 締約当事者とは、国家、又は、主権国家によつて構成されている地域経済統合機関であつてこの条約の実効的適用を受ける事柄に関する国際合意の交渉、決定及び適用について権限を有するものをいう。
- 2 この条約の締約当事者である地域経済統合機関は、その権限内の事柄に關して、この条約によつてその機関の加盟国に対して与えられている権利及び義務を、自己のものとして行使し、履行することができる。この場合に、当該機関の加盟国がかかる権利を個別に行使することは認められない。
- 3 この条約において、出席しかつ投票する締約当事者の三分の二以上の多数又は全会一致を要する決定

- が定められている場合は、それは、出席した締約当事者であつて賛成又は反対の投票を行ったものをいう。投票を棄権した締約当事者は、多数を認認するにあつて、出席しかつ投票する締約当事者の中に入れて計算してはならない。
- 第二條 基本原則
- 1 締約当事者は、移動性の種を保全することの重要性並びに、地理的管轄国が、可能であり適切なかぎり、このための行動の実施に合意すること、保全状況が良好でない移動性の種に対して特別な注意を払ふこと、また、個別に又は協力して、かかる種及びその生息地を保全するための適切かつ必要な措置をとることの重要性を認識する。
 - 2 締約当事者は、いかなる移動性の種についても、それが絶滅のおそれのある状態に陥ることを防止するのための行動をとる必要性を認識する。
 - 3 締約当事者は、とりわけ、以下のことを行う。
 - (a) 移動性の種に関する調査を奨励し、支援し及びそれに協力すること
 - (b) 附屬書Iに掲げられている移動性の種に対して緊急の保護を与えるように努めること、及び
 - (c) 附屬書IIに掲げられている移動性の種の保全及び管理に関する補足協定を締結するよう努めること
- 第三條 絶滅のおそれのある移動性の種(附屬書I)
- 1 附屬書Iには、絶滅のおそれのある移動性の種を掲げる。
 - 2 信頼し得る根拠(それには、入手し得る最善の科学的根拠が含まれる)により絶滅のおそれがあるとされた移動性の種は附屬書Iに掲げることができ
 - 3 附屬書Iに掲げられているいずれかの移動性の種

- について締約当事者会議が次の同方の決定を行った場合には、当該種を附屬書Iから削除することができ
- (a) 信頼し得る根拠(それには、入手し得る最善の科学的根拠が含まれる)により、当該種には、もはや絶滅のおそれはないこと、及び
 - (b) 附屬書Iからの削除に伴う保護の低下によつても、当該種が再び絶滅のおそれのある状態になる可能性はないこと
- 4 附屬書Iに掲げられている移動性の種の地理的管轄国である締約当事者は、以下のことに努める。
- (a) 当該種の生息地であつて、その種を絶滅の危険から救うために重要なものを保全し、及び、可能であり適切であれば、その原状回復を行うこと
 - (b) 当該種の移動を著しく困難にし又は妨害するような、活動又は障害の悪影響を防止し、除去し、減少させ又はその対応策をとること、並びに
 - (c) 可能であり適切である限りにおいて、当該種を絶滅のおそれのある状態にする原因又はその状態を一層悪化させる可能性のある要因を防止し、減少させ又は規制すること(それには、外来種の導入を厳しく規制すること又は既に導入されている外来種を管理し若しくは除去することも含まれる)
- 5 附屬書Iに掲げられている移動性の種の地理的管轄国である締約当事者は、当該種に属する個体を捕獲することを禁ずる。この禁止に対する例外は、その内容が明確であり、また、場所及び時間が限定されていることを条件として以下の場合に限り認められる。その場合の捕獲であつても、当該種を奪するように行つてはならない。
- (a) 科学的目的の捕獲の場合
 - (b) 影響を受けている種の繁殖又は存続を確保する

目的の捕獲の場合
 (c) 当該種を伝統的に生存のために利用してきた人々の需要を充たすために行われる捕獲の場合、又は
 (d) 特別な事情によって必要とされる捕獲の場合
 6 締約当事者会議は、附属書Iに掲げられている移動性の種の地理的管轄国である締約当事者に対して、当該種のためとなる適切な付加的措置を更にとるよう勧告することができる。
 7 締約当事者は、できるかぎり速やかに、この条の5に従って行われたあらゆる例外について事務局に通報する。

第四条 補足協定の対象となる移動性の種 (附属書I)

1 附属書Iには、良好な保全状況にない移動性の種であって、その保全及び管理のために国際的な合意を必要とするもの、並びに、国際的な合意によって国際協力が達成されれば多大な恩恵を受けられる保全状況にある移動性の種を掲げる。
 2 必要な場合には、特定の移動性の種を附属書のI及びIIの両方に掲げることができる。
 3 附属書Iに掲げられている移動性の種の地理的管轄国である締約当事者は、当該種のためとなる補足協定を締結するよう努め、また、そのうち良好でない保全状況にあるものに対して優先的な注意を払う。
 4 締約当事者は、構成国体が定期的に複数の国家管轄地域の境界線を横断する野生動物の種又はそれより下位の分類群に属する個体群又はその地理的に隔離された個体群に関する協定を締結するための行動をとるよう努める。
 5 この条に従って締結された各補足協定の写しは、事務局に送付される。

めること

第六条 地理的管轄国

1 附属書I及びIIに掲げられている移動性の種の地理的管轄国のリストは、締約当事者から受領した情報に基づいて、事務局によって常時更新される。
 2 締約当事者は、事務局に対し、自国が附属書I及びIIに掲げられている移動性の種の地理的管轄国であると考えられるかについて通報するが、それには、当該種を国家管轄権の限界を越えて捕獲している自国籍の船舶に関する情報を提供すること及びできる限りかかる捕獲に関する今後の計画を提出することが含まれる。
 3 附属書I又はIIに掲げられている移動性の種の地理的管轄国は、事務局を通じて締約当事者会議に対して、その通常会合の少なくとも六ヶ月前に、当該種に関してこの条の規定を実施するために自国において採用している措置について通報すべきである。

第七条 締約当事者会議

1 締約当事者会議は、この条約の意思決定機関である。
 2 事務局は、この条約が効力を発生した日から二年以内に締約当事者会議の会合を招集する。
 3 その後は、事務局は、締約当事者会議が別段の決定をしない限り、三年以内の間隔で締約当事者会議の通常会合を招集し、また、締約当事者の少なくとも三分の一が書面により要請する時は、随時特別会合を招集する。
 4 締約当事者会議は、この条約の財政規則を作成し、他に検討する。締約当事者会議は、その通常会合毎に、次の会計期間のための予算を採択する。各締約当事者は、締約当事者会議によって合意された分担率にしたがってこの予算に対して拠出する。予

第五条 補足協定のための指標

1 補足協定は、対象とする移動性の種を良好な保全状況へ戻すこと又はその状態を維持することを目的とする。補足協定は、その目的を達成するにあたりて有効な、対象種の保全及び管理に関する事項を取り扱う。
 2 補足協定は、対象種の地理的範囲をすべて対象とすべきであり、また、この条約の締約当事者であるか否かに関わらず、当該種に係わる地理的管轄国のすべてによる加入に対して開放されるべきである。
 3 補足協定は、できる限り、複数の移動性の種を対象とすべきである。
 4 補足協定は、以下のことを定めるべきである。
 (a) 対象とされる移動性の種を特定すること
 (b) その種の地理的範囲及び移動ルートを示すこと
 (c) 各締約当事者がその補足協定の実施に関わる国内当局を指定するよう促めること
 (d) 必要があれば、補足協定の目的を達成するにあたって支援し、その効果を評価し、また、締約当事者会議に対する報告書を作成するための適切な機関を設立すること
 (e) 補足協定の締約当事者間における紛争解決のための手続を定めること
 (f) クラジラ目に属する移動性の種に関しては、少なくとも、他の多産国間協定によって当該種につき禁止されている捕獲を禁止すること及びその種の地理的管轄国でない国によるその補足協定への加入について定めること
 5 補足協定は、適切であり可能な場合は、以下について定めるべきであるが、それに限定されない。
 (a) 対象とされる種の保全状況を定期的に検討すること及びその状況に対して有害となる要因を確認すること

(b) 保全及び管理に関する計画を調整すること
 (c) 生態系及び対象種の個体数の推移について、特に移動に配慮して調査を行うこと
 (d) 調査結果及び関連する統計値の交換に特別な配慮をしつつ、対象種に関する情報を交換すること
 (e) 良好な保全状況を維持するにあたって重要な生息地を保全し、また、必要があり可能であれば、それを原状回復すること、及び、かかる生息地を、当該移動性の種にとって障害である外来種の導入を厳しく規制し又は既に導入されたそのような外来種を管理するなど的手段を講じて、妨害から保護すること
 (f) 移動ルートとの関連において適宜に配置されている好ましい生息地のネットワークを維持すること
 (g) 望ましい場合には、対象種に適している新しい生息地を提供すること又はそのような生息地に当該種を移すこと
 (h) 移動を妨げるような活動及び障害をできる限り最大限除去し、又はそれに対する対応策をとること
 (i) 対象種の生息地におけるその種に有害な物質の排出を禁止し、減少させ、又は規制すること
 (j) 健全な生態学的な原則に基づいて対象種の捕獲を規制し管理するための措置をとること
 (k) 違法な捕獲を抑制するための協力行動に関する手続
 (l) 対象種に対する重大な脅威に関する情報の交換
 (m) 対象種の保全状況に重大な影響が及んだ場合に、保全のための行動を充分にかつ速やかに強化するために必要となる緊急手続、並びに
 (n) 補足協定の内容及び目的に関する一般の関心を高

算及び分担率並びにそれらの修正に関する規定を含む財政規則は、出席しかつ投票する締約当事者の全会一致の投票によって採択される。
 5 締約当事者会議は、その会合毎に、この条約の実施について検討するが、特に、以下のことを行うことができる。
 (a) 移動性の種の保全状況を検討し評価すること
 (b) 移動性の種、特に附属書I及びIIに掲げられている種の保全のために行われた事項を検討すること
 (c) 科学委員会及び事務局がそれぞれの任務を果たすために必要と思われる原則を定め、また、同様に必要なと思われる指示を与えること
 (d) 科学委員会、事務局、締約当事者又は補足協定に基づき設立された常設委員会によって提出されたあらゆる報告書を受領し、検討すること
 (e) 移動性の種の保全状況を改善するために締約当事者に対して勧告すること及び補足協定の下で達成された成果を検討すること
 (f) 補足協定が締結されなかった場合に、移動性の種の地理的管轄国である締約当事者による当該種の保全状況を改善するための会合を招集すること
 (g) この条約の効力を改善するために締約当事者に対して勧告を行うこと、及び
 (h) この条約の目的を達成するために必要とされる付加的措置に関して勧告すること
 6 締約当事者会議の各会合は、次の会合の時間と場所を決定すべきである。
 7 締約当事者会議の各会合は、それぞれの会合のために手続規則を定め、採択する。締約当事者会議の会合における決定は、この条約において別段の定めがないかぎり、出席しかつ投票する締約当事者の三分の二以上の多数を必要とする。

8 国際連合、その専門機関、国際原子力機関及びこの条約の締約当事者ではない国家、並びに、各補足協定との関連では当該協定の締約当事者によって指定された機関は、締約当事者会議の会合にオブザーバーとして出席することができる。
 9 移動性の種の保護、保全及び管理につき技術的に資格を有する次の分類に属す組織であって、事務局に対して締約当事者会議の会合にオブザーバーとして出席したい旨通告したものは、出席しかつ投票する締約当事者の三分の一以上が反対する場合は除き、それを認められる。認められた場合には、これらのオブザーバーは、出席する権利を有するが投票する権利は有しない。
 (a) 政府間又は非政府間の国際組織、及び国内政府機関、並びに
 (b) 所在地国によってこのために承認された国内非政府機関

第八条 科学委員会

1 締約当事者会議は、その第一回目の会合において、科学的事項について助言を行う科学委員会を設置する。
 2 いずれの締約当事者も、資格ある専門家を科学委員会の委員として任命することができる。これに照して、締約当事者会議によって選出され任命された資格ある専門家も、委員として科学委員会を構成する。これらの専門家の人数、その選出基準及びその任期期間は、締約当事者会議によって定められる。
 3 科学委員会は、締約当事者会議の要請に基づき事務局の要請により、会合する。
 4 締約当事者会議による承認を条件として、科学委員会は、その手続規則を定める。
 5 締約当事者会議は、科学委員会の権能を定めるが、それには次のことが含まれる。

- (a) 締約当事者会議、事務局、及び、締約当事者会議によって承認された場合は、この条約若しくは補足協定の下に設置された機関又は締約当事者に対して、科学的な助言を行うこと
- (b) 移動性の種に関する調査を勧告し及びその調整をすること、移動性の種の保全状況を確認するためにかかる調査の結果を検討すること、並びに、その保全状況及びその改善のための措置に関して締約当事者会議に対して報告すること
- (c) 締約当事者会議に対して、附属書Ⅰ又はⅡに掲げられる必要がある移動性の種について、当該種の地理的範囲を明示して、勧告すること
- (d) 締約当事者会議に対して、移動性の種に関する補足協定の中に含まれるべき特別な保全及び管理措置について勧告すること
- (e) 締約当事者会議に対して、この条約を実施する場合の科学的側面に関する、特に移動性の種の生息地に関する問題に対する解決方法を勧告すること

第九條 事務局

- 1 この条約のために事務局が設置される。
- 2 この条約が効力を生じた時点では、国際連合環境計画の事務局長がこの条約の事務局の役務を提供する。同事務局長は、適切であると考ふる範囲及び方法によって、政府間及び非政府間の、野生動物の保護、保全及び管理について技術的な資格のある適切な国際機関又は国内機関による助力を求めることができる。
- 3 国際連合環境計画がもはや事務局役務を提供できない場合は、締約当事者会議は、事務局のための代替策を取り決める。
- 4 事務局は次の権能を有する。
 - (a) 以下の会合のための手筈を整え役務を提供する

- ① 締約当事者会議、及び
- ② 科学委員会
- (b) 締約当事者、補足協定の下に設立された常設機関及び移動性の種に関するその他の国際組織の間の連絡を原ら、また、その連絡を促進すること
- (c) この条約の目的及びその実施を促進することとなる報告書及びその他の情報を適切な情報源から入手すること、並びにかかる情報を適切に普及させるための手筈を整えること
- (d) この条約の目的に関わる事項に対して締約当事者会議の注意を喚起すること
- (e) 締約当事者会議のために、事務局の作業及びこの条約の実施に関する報告書を準備すること
- (f) 附属書Ⅰ及びⅡに掲げられているすべての移動性の種の地理的分布圏のリストを管理し公表すること
- (g) 締約当事者会議の指示の下に、補足協定の締結を奨励すること
- (h) 補足協定のリストを管理し、また、それを締約当事者が入手し得るようにすること、及び締約当事者会議が要請するときは、かかる補足協定に関するいかなる情報も提供すること
- (i) 第七條5(e)、(f)及び(g)に基づいて締約当事者会議によって行われた勧告のリスト並びに(ii)に基づいて行われた決定のリストを管理し公表すること
- (j) この条約及びその目的に関する情報を公衆に対して提供すること、並びに、
- (k) この条約によって又は締約当事者会議によって事務局に与えられているその他の機能を遂行すること

第十條 条約改正

- 1 この条約は、締約当事者会議のいずれの通常会合又は特別会合においても改正することができる。
- 2 いずれの締約当事者も改正の提案を行うことができる。
- 3 提案された改正の本文及びその理由書は、当該改正案を取り扱うこととなる会合の少なくとも百五十日以上前に事務局長に送達され、また、それは、事務局により直ちにすべての締約当事者に対して送達される。締約当事者によるその改正本文に関するいずれの論評も、当該会合の六十日以上前に事務局長に送達される。事務局は、論評提出期限の最終日の後直ちにその日までに提出されたすべての論評を締約当事者へ送達する。
- 4 改正は、出席しかつ投票する締約当事者の三分の二以上の多数によって採択される。
- 5 採択された改正は、締約当事者の内三分の二が既言語を寄託者に寄託した日の属す月の後三番目の月の一日にそれを発効し、かつすべての締約当事者に対して効力を生ずる。締約当事者の内三分の二が既言語を寄託者に寄託した日以降に既言語を寄託した締約当事者については、改正は、その既言語寄託の日の属す月の後三番目の月の一日にそれぞれの締約当事者に対して効力を生ずる。

第十一條 附属書改正

- 1 附属書Ⅰ及びⅡは、締約当事者会議のいずれの通常会合又は特別会合においても改正することができる。
- 2 いずれの締約当事者も改正の提案を行うことができる。
- 3 提案された改正の本文及び入手し得る最善の科学的根拠に基づいたその理由書は、会合の少なくとも百五十日以上前に事務局長に送達され、また、それは、事務局により直ちにすべての締約当事者に対し

- 送達される。締約当事者によるその改正本文に関するいずれの論評も、当該会合の六十日以上前に事務局長に送達される。事務局は、論評提出期限の最終日の後直ちにその日までに提出されたすべての論評を締約当事者へ送達する。
- 4 改正は、出席しかつ投票する締約当事者の三分の二以上の多数によって採択される。
- 5 附属書の改正は、6に従って留保を行った締約当事者を除き、それを採択した会合の後九十日を経過した日すべての締約当事者に対して効力を生ずる。
- 6 5に定められている九十日の間は、いずれの締約当事者も、寄託者に対して書面による通告を行うことにより改正に関する留保を行うことができる。改正に関する留保は、寄託者に対して書面による通告を行うことにより撤回することができ、その場合は、当該改正は、留保が撤回された日から九十日を経過した日にその締約当事者に対して効力を生ずる。

第十二條 国際条約及びその他の法令に対する影響

- 1 この条約のいかなる規定も、国際連合総合会議第二七五〇号(XXX)に基づいて採択された国際連合海洋法会議による海洋法の法域化及び発展のための作業に影響を与えるものではなく、また、海洋法に関するいかなる国の現在又は将来の請求権及び法的主張並びに沿岸国及び旗国の管轄権の性質及び範囲に対して影響を与えるものではない。
- 2 この条約の規定は、どのような場合であっても、現存するいかなる条約又は合意から導き出されるいかなる締約当事者の権利又は義務に対しても影響を与えない。
- 3 この条約の規定は、どのような場合であっても、

締約当事者が、附属書Ⅰ及びⅡに掲げられている移動性の種の保護に関してこの条約よりも厳しい国内措置を採用する権利又は附属書Ⅰ及びⅡに掲げられていない種の保護に関して国内措置を採用する権利に影響を与えない。

第十三條 紛争解決

- 1 この条約の規定の解釈又は適用に関して複数の締約当事者の間に生じるいかなる紛争も、その紛争に関わる締約当事者の間の交渉に委ねられる。
- 2 この条約の1に従って紛争が解決できなかったときは、締約当事者は、相互の合意により、その紛争を仲裁、特に、1ヶ月常設仲裁裁判所の仲裁に付託することができる。その場合は、紛争を付託した締約当事者はその仲裁裁定に拘束される。

第十四條 留保

- 1 この条約の規定は一般的留保の対象とされない。特別な留保は、この条及び第十一條の規定に従って付すことができる。
- 2 いかなる国又は地域経済統合機関も、その批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託する際に、附属書Ⅰ若しくはⅡ又はその双方にいかなる移動性の種を掲載することに關しても留保を付すことができ、その場合は、当該留保が撤回された旨の通告を寄託者が締約当事者に対して行ってから九十日を経過する日まで、その国又は国際組織は当該留保の対象とされた種に関して締約当事者ではないものとして扱われる。

第十五條 署名

この条約は、すべての国及びいかなる地域経済統合機関に対しても、署名のためボンにおいて千九百八十年六月二十二日まで開放される。

第十六條 批准、受諾、承認

この条約は、批准、受諾又は承認を必要とする。批

准書、受諾書又は承認書は、寄託者であるドイツ連邦共和国政府に寄託される。

第十七條 加入

千九百八十年六月二十二日以降は、この条約は、すべての非署名国及びいかなる地域経済統合機関に対しても加入のため開放される。加入書は、寄託者に寄託される。

第十八條 効力発生

- 1 この条約は、十五番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託者に寄託された日の属す月の後三番目の月の一日に効力を生ずる。
- 2 十五番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託者に寄託された日以降にこの条約が批准、受諾若しくは承認又はそれに加入した締約国又は地域経済統合機関については、この条約は、いかなる締約国又は地域経済統合機関もその批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託した日の属す月の後三番目の月の一日にそれぞれに対して効力を生ずる。

第十九條 廃棄

いずれの締約当事者も、書面によって寄託者に対して通告することにより、いつでもこの条約を廃棄することができる。廃棄は、寄託者がその通告を受領してから十二ヶ月後に効力を生ずる。

第二十條 寄託者

- 1 等しく正文である英語、フランス語、ドイツ語、ロシア語及びスペイン語によるこの条約の原本は、寄託者に寄託される。寄託者は、この条約に署名し又はそれに加入したすべての国及びすべての地域経済統合機関に対してそれぞれの言語による認証謄本を送達する。
- 2 寄託者は、関係国政府と協議のうえドイツ語及び中国語によるこの条約本文の公定訳文を作成する。

3 寄託者は、署名及び加入したすべての国及びすべての地域経済統合機関並びに事務局に対して、批准書、承認書又は加入書の寄託、この条約の効力発生、この条約の改正、特別留保及び廃棄通告に関し通報する。

4 この条約が効力を生じた場合は、寄託者は、国際連合憲章第百二条に従って登録及び公表するため、速やかにその認証原本を国際連合事務局に送達する。

附屬書 I (略)
附屬書 II (略)

◎国際熱帯木材協定 (千九百八十三年の国際熱帯木材協定)

作成 一九八三年二月一日 (ジュネーヴ)
暫定的効力発生 一九八五年四月一日
日本国 一九八四年三月二十八日署名、四月二十七日国会承認、六月二十九日閣議決定、六月二十八日皇憲法第廿九条、八五年四月十六日公布、条約第三号、四月一日暫定的効力

前文

この協定の締約国は、国際連合総会が採択した新たな国際経済秩序の確立に関する宣言及び新たな国際経済秩序の確立のための行動計画を想起し、国際連合貿易開発会議がその第四回会期及び第五回会期においてそれぞれ採択した一次産品総合計画に関する決議第九十三号 (第四回会期) 及び第百二十四号 (第五回会期) を想起し、関連地域及び生物界の生態学的均衡を維持し、熱帯木材林の最適な利用を確保するため、これらの森林の適切な効果的な保全及び開発が重要であり、かつ、必要であることを認め、熱帯木材が加盟国の経済にとって、特に、加盟生産国にあつてはその輸出、加盟消費国にあつてはその供給の確保にとって重要であることを認め、熱帯木材経済が直面している問題の解決を見いだす

ため加盟生産国と加盟消費国との間の国際協力の枠組みを設立することを希望して、次のとおり協定した。

第一章 目的

第一条 目的

千九百八十三年の国際熱帯木材協定 (以下「この協定」という) の目的は、国際連合貿易開発会議が採択した一次産品総合計画に関する決議第九十三号 (第四回会期) 及び第百二十四号 (第五回会期) に定める目的で関与を有するものを達成し、あわせて加盟生産国及び加盟消費国の双方の利益を図るため、並びに自国の天然資源に対する加盟生産国の主権に留意して、次のとおりとする。

- (a) 熱帯木材経済に関連するすべての側面についての熱帯木材の加盟生産国と加盟消費国との間の協力及び協調のための効果的な枠組みを提供すること
- (b) 熱帯木材の国際貿易の拡大及び多様化並びに熱帯木材市場の機運上の状況の改善を促進すること。この場合において、消費が長期的に増大するよう及び供給が継続するよう考慮し、また、価格が生産者にとつて採算がとれ、かつ、消費者にとつて公平であるよう及び市場への進出の機会が改善されるよう考慮するものとする。
- (c) 森林経営及び木材利用を改善するため、研究及び開発を促進し及び支援すること。
- (d) 国際熱帯木材市場のより一層の明確性を確保するため市場情報を改善すること。
- (e) 加盟生産国の工業化を促進するため、また、それにより当該加盟生産国の輸出収入を増加させるため、当該加盟生産国における熱帯木材の加工の増進及び加工度の向上を奨励すること。

- (f) 産業用熱帯木材の造林及び森林経営活動を奨励し及び発展させるよう加盟国を奨励すること。
- (g) 加盟生産国が輸出する熱帯木材の販売及び流通を改善すること。
- (h) 熱帯林及びその遺伝資源の持続的利用及び保全並びに関連地域の生態学的均衡の維持を目的として国内政策の発展を奨励すること。

第二章 定義

第二条 定義

- この協定の適用上、
- (1) 「熱帯木材」とは、北回歸線と南回歸線との間に位置する国において生育し又は生産される非球果類の木材であつて産業用に使用されるものをいい、丸太、製材、単板及び合板を含む。熱帯産の球果類の木材をある程度含む合板も、この定義に含まれる。
 - (2) 「加工度の向上」とは、丸太を全部又はほとんど全部が熱帯木材から成る、次木材製品、半製品及び完成品に加工することをいう。
 - (3) 「加盟国」とは、この協定が暫定的に効力を有しているか暫定的に効力を有しているかにかかわらず、この協定によつて拘束されることに同意した政府又は第五条に規定する政府間機関をいう。
 - (4) 「加盟生産国」とは、熱帯森林資源を有する国若しくは数量において熱帯木材の純輸出国である国であつて、付表 A に掲げられ、かつ、この協定の締約国となるもの又は熱帯森林資源を有する国若しくは数量において熱帯木材の純輸出国である国であつて、同付表に掲げられていないがこの協定の締約国となり、かつ、理事会がその締約国となる国の同意を得て加盟生産国であることをいう。
 - (5) 「加盟消費国」とは、付表 B に掲げられ、かつ、

- この協定の締約国となる国又は同付表に掲げられていないがこの協定の締約国となり、かつ、理事会がその締約国となる国の同意を得て加盟消費国であると宣言した国をいう。
- (6) 「機関」とは、次条の規定により設立される国際熱帯木材機関をいう。
 - (7) 「理事会」とは、第六条の規定により設置される国際熱帯木材理事会をいう。
 - (8) 「特別多数票」とは、出席しかつ投票する加盟生産国の投する票の三分の二以上の票及び出席しかつ投票する加盟消費国の投する票の六十六パーセント以上の票 (それぞれ別個に計算する) をいう。ただし、出席しかつ投票する加盟生産国の半数以上及び出席しかつ投票する加盟消費国の半数以上がこれらの数の票を投することを条件とする。
 - (9) 「区分ごとの単純過半数票」とは、出席しかつ投票する加盟生産国の投する票の過半数の票及び出席しかつ投票する加盟消費国の投する票の過半数の票 (それぞれ別個に計算する) をいう。
 - (10) 「会計年度」とは、一月一日から十二月三十一日までの期間をいう。
 - (11) 「自由利用可能通貨」とは、ドイツ・マルク、フランス・フラン、日本円、スターリング・ポンド、合衆国ドルその他国際取引上の支払を行うため現に広範に使用され、かつ、主要な為替市場において広範に取引されている通貨として、能力を有する国際通貨機関が随時指定する通貨をいう。

第三章 組織及び運営

第三条 国際熱帯木材機関の設立、本部及び構成

1 この協定を運用し、かつ、この協定の実施を監視するため、この協定により国際熱帯木材機関を設立

- する。
- 2 機関は、第六条の規定により設置される国際熱帯木材理事会、第二十四条に規定する委員会その他機関並びに事務局及び職員によつてその機能を営む。
 - 3 理事会は、その第一回会期において、機関の本部の所在地を決定する。
 - 4 機関の本部は、常に、加盟国の領域に置く。

第四条 機関の加盟国

機関の加盟国の区分は、次のとおりとする。

- (a) 加盟生産国
- (b) 加盟消費国

第五条 政府間機関の加盟

- 1 この協定において「政府」といふときは、欧州経済共同体並びに国際協定特に関与する商品協定の交渉、締結及び適用について責任能力を有するその他の政府間機関を含む。したがつて、この協定において、署名、批准、受諾若しくは承認、暫定的適用の通告又は加入といふときは、そのような政府間機関について、政府間機関による署名、批准、受諾若しくは承認、暫定的適用の通告又は加入を含む。
- 2 1 の政府間機関は、その権限内の事項に関して表決が行われる場合には、第十条の規定により当該政府間機関の構成国に配分される票の合計に等しい数の票を投する。この場合には、当該政府間機関の構成国は、各自の投票権を行使することができない。

第四章 国際熱帯木材理事会

第六条 国際熱帯木材理事会の構成

- 1 機関の最高機関は、国際熱帯木材理事会とし、理事会は、機関のすべての加盟国に構成する。
- 2 加盟国は、理事会において一人の代表により代表されるものとし、また、理事会の会期に出席する代